

宇部市まちなかイベント支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市まちなかイベント支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は中心市街地でイベントを開催するために要する経費の一部を補助することにより、まちなかのにぎわいを創出すること目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は次の各号のいずれにも該当する個人及び団体に限り申請できるものとする。

- (1) 自らが事業主体となること。
- (2) 別表1に定める範囲内でイベントを実施すること。
- (3) 企画した事業全体を完了まで責任を持って遂行できること。
- (4) 国・県その他の公的機関若しくは本市から他の同種の補助金等の制度を利用していないこと。
- (5) 特定の政党もしくは宗教又は公選の選挙の候補者の指示に関係のある個人及び団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある個人及び団体でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象者がイベントを実施するために必要な経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 謝金
- (2) 印刷製本費
- (3) 広告宣伝費
- (4) 警備等委託料
- (5) 施設及び機器等使用料
- (6) その他市長が必要と認める経費

2 補助率及び上限は別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする個人及び団体（以下「申請団体」という。）は、

次の書類を定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算計画書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときには、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に対し、交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 予算の範囲内の額とする

（申請の取下げ）

第7条 本補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の交付決定内容及びこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付申請取下届（様式第6号）により取り下げることができる。

（補助事業の変更）

第8条 交付決定者は、補助事業の内容または経費の変更（ただし、市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、変更申請書（様式第7号）により市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、申請者に対し承認内容を変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合には、宇部市まちなかイベント支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 法令及び本要綱に違反した場合
- (2) 補助事業に関して不正、怠慢、その他の不適切な行為をした場合
- (3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の一部又は全部を実施することができなくなった場合
- (4) 第5条で提出した書類の内容に虚偽が認められた場合

(実施報告)

第10条 補助事業者は補助対象イベント実施日（複数日に渡りイベントを実施する場合はその最終日）の翌日から起算して30日以内または交付決定通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（第10号様式）
- (2) 収支決算報告書（第11号様式）
- (3) 領収書等補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (4) 写真、チラシ、パンフレット等事業の実施について確認をするのに必要となる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定に交付確定を受けたもの（以下、「交付確定者という。」）は補助金交付請求書（様式第13号）により、交付確定を受けた年度の末までに請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときには、交付確定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、指定された金融機関への口座振り込みにより行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

附則

1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

イベント実施場所	ハミングロード新天町アーケード
	宇部中央銀天街アーケード
	中央街区公園
	多世代交流スペース
	平和通り
	渡辺翁記念公園
	真締川公園
	琴芝街区公園

別表 2 (第 4 条関係)

イベント内容	補助上限額	補助率
単独で概ね 1 日 1 千人以上の集客が見込める、入場料無料のイベント	20 万円	2 分の 1 以内 (100 円未満の端数は切り捨てとする。)
それ以外の入場料無料のイベント	5 万円	